

中小企業等経営強化法による固定資産税の特例措置について

【1】要件

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの（大企業の子会社除く） |
| 対象設備 | 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具備品（30万円以上／6年以内） ※償却資産として課税されるものに限る ・建物附属設備（60万円以上／14年以内） ・構築物（120万円以上／14年以内） ・事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの |
| 取得年月 | 平成30年6月7日～令和5年3月31日 |
| その他要件 | ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。 ・中古資産でないこと。 |

【2】特例率

上記要件に該当する資産は、課税標準額を3年間ゼロに軽減します。

【3】特例期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間

【4】必要書類

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- ・中小企業等経営強化法の経営力向上設備又は生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写し）
- ・先端設備等導入計画に係る認定について（写し）

※リース会社が申告する場合は、上記書類に加えて下記書類の提出をお願いします。

- ・リース契約書（写し）
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

問い合わせ先

資産税課 家屋係 償却資産担当

TEL：0544-22-1249

FAX：0544-22-1227

e-mail：shisanzei@city.fujinomiya.lg.jp

申告時の注意点

○償却資産申告書

年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

提出用

受付印

11 課税標準の特例 有 無

11. 課税標準の特例の『有』に丸を記入してください。

【必要書類】

- 『先端設備等導入計画に係る認定申請書』(写し)
- 『中小企業等経営強化法の経営力向上設備又は生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書』(写し)
- 『先端設備等導入計画に係る認定について』(写し)

※リース会社が申告する場合は、下記書類の提出も必要です。

- リース契約書(写し)
- リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写し)

18. 備考欄に特例に該当する旨を記入してください。

中小企業等経営強化法に関する特例に該当する資産があります

○種類別明細書

年度
種類別明細書 (増加資産・全資産用)

| 行番号 | 資産の種類 | 資産コード | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 | | 取得価額 (イ) | 耐用年数 | 減価残存率 (ロ) | 価額 (ハ) | 課税標準の特例 | | 増加事由 | 摘要 |
|-----|-------|-------|---------|----|------|---|-------------|------|--------------|-----------|---------|---|------|-----------------|
| | | | | | 年 | 月 | | | | | コード | 率 | | |
| 01 | 2 | | 測定・検査工具 | 1 | 5 | 3 | 2000000 | 5 | 0 | | | | ○ | 中小企業等特例 該当資産 |
| 02 | | | | | | | | | 0 | | | | 3・4 | |
| 03 | | | | | | | | | | | | | 1・2 | |

該当する資産がわかるように、摘要に該当する旨を記入してください。